

マイナンバー未提出のお客さまにおける「一般 NISA 口座のみなし廃止措置」について

マイナンバー未提出のお客さまの「一般 NISA 口座のみなし廃止措置」について、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 令和 3 年度税制改正により 2021 年 12 月 31 日時点で 2017 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座（一般 NISA 口座）を保有されているマイナンバー（個人番号）未告知のお客さまについて、非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなす、いわゆる「みなし廃止」措置が実施されることとなりました。

2. 引き続き、非課税口座（一般 NISA 口座）のご利用を希望される場合

「みなし廃止」措置の対象となるマイナンバー未提出のお客さまで、引き続き当社で非課税口座（一般 NISA 口座）の開設をご希望されるお客さまは、12 月 3 日までにマイナンバー（個人番号）の提出や N I S A 口座の再設定など所定の手続きが必要となりますので、お取引店へお問い合わせください。

以上